

平成 19 年度県民活動促進事業について（案）

1 事業の目的

「住み良さ日本一」の県づくりを進めるため、県民活動団体と協働し、県民活動団体の特性を活かしながら、県民活動促進条例に基づく「県民活動促進期間」の取組を推進することにより、自主的・主体的な県民活動の普及・発展を図る。

2 県民活動促進期間

平成 19 年 10 月 1 日（月曜日）から同年 11 月 11 日（日曜日）まで

3 事業の概要

(1) 県民活動促進キャンペーンの実施

ア 県民活動促進キャンペーンの実施手法

公募による「協働型委託」

県は、県民活動促進キャンペーンを企画・運営する県民活動団体を公募し、選考を経て、委託する。

委託後は、受託県民活動団体を中心に、市町・関係支援機関等とも協議を重ねながら、協働により広く県民が参加できる県民活動促進キャンペーンを展開する。

イ 県民活動促進キャンペーンの具体的内容

(ア) 県民活動促進のための普及啓発

ポスター、ケーブルテレビ・コミュニティFM、ホームページ等の各種広報媒体を通じ、県民にきめ細かな情報発信を行うなど、県民活動団体の持つ自主性・主体性、先駆性、当事者性等を活かして積極的な普及啓発活動を実施し、県民活動に対する理解の定着とともに、県民の県民活動への参加意欲の高揚を図る。

(イ) 県民活動フォーラムの開催

「県民活動ボランティアフェスティバル 2007」において、県民活動フォーラムを開催し、県民活動の先進事例紹介や自由な意見交換を通して、県民活動の質的な向上とともに、県民活動団体間のネットワークの強化を図る。

(2) 「やまぐち県民活動パワーアップ賞」の表彰

コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの県民活動の中で特に優れた活動を行う5つの団体又は個人を表彰し、広く紹介することにより、県民活動のレベルアップと県民の活動参加意欲の醸成を図る。